

土づくり事業補助金交付要綱

令和 6 年 3 月 27 日産業経済部長決定

（目的）

第 1 条 この要綱は、畜産農家のふん尿たい肥を活用した機能的な土づくりの促進、安全性に配慮した農作物の供給を推進するため、予算で定める範囲内において土づくり事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付することに関し、加古川市補助金等交付規則（昭和 61 年規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の種類等）

第 2 条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表 1 に掲げるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第 3 条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者（以下、「補助申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に別表 2 に掲げる書類を添えて、作業を実施するまでに市長に提出しなければならない。

（実績報告書の提出）

第 4 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了後速やかに補助事業実績報告書（様式第 2 号）に別表 3 に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第 5 条 補助事業者は、規則第 17 条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼口座振替依頼書（様式第 3 号）を提出しなければならない。

（補 則）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表 1（第 2 条関係）

補助金の種類	性質	事業費補助	
	目的	畜産農家のふん尿たい肥を活用した機能的な土づくりの促進、安全性に配慮した農作物の供給を推進する。	
補助金の範囲	対象となる者	市内の農業団体、集落営農組織、認定農業者及び認定新規就農者	
	対象となる経費	【対象となる経費】 ・市内の畜産農家からの堆肥の購入及び散布費 ※ 10 a 当たり堆肥 1 ～ 3 t を、50 a 以上のほ場に施用すること。	【対象とならない経費】 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく環境保全型農業直接支払制度の「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」の取組の対象となる農地は補助対象から除くこととする。
又は補助金の補助率	補助率	定額	
	補助金の額	1, 200 円 / 10 a を上限とする ※ 1 a 未満切り捨て	

別表 2（第 3 条関係）

申請書 添付書類	・事業計画書 ・ほ場地図 ・前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
-------------	---

別表 3（第 4 条関係）

実績報告書 添付書類	・事業完了報告書 ・散布写真 ・堆肥代および散布費が確認できる領収書 ・前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
---------------	--